



令和3年度 省エネコストカット まるごとサポート事業



大阪府内の中小事業者のみなさま

経営改善の秘策、それは省エネです。その実現のお手伝いをします。



大阪府と連携した 省エネのプロ※1が おトクにまるごとサポート！

利用者の声

- ・LED化でこんなに光熱費が下がるなんて驚いた
- ・変圧器の更新が補助金の対象とは知らなかった
- ・コストがかからない提案をもらえてよかった

申込期限

令和3年11月30日(火)

省エネサポートの流れ (例)

(申込はお早めをお願いします。今年度を実施できない場合があります。)

省エネ診断

- ・現地調査
- ・データの見える化
- ・省エネ項目の洗い出し
- ・報告会

費用：10,120円 (税込)

専門家1名で診断の場合。規模等により2名 (15,400円 (税込)) になる場合があります。

注) 振込手数料は申請者のご負担となります。

省エネ支援

ご希望の項目を支援※2

- ・実施計画の策定
- ・実施体制の整備
- ・運用改善、設備投資
- ・補助金申請 等

費用：規模や支援内容により異なります。

切れ目なくサポートします!!

本事業は、経済産業省の「地域プラットフォーム構築事業」を活用しています。

※1 省エネお助け隊：(一社)カーボンマネジメントイニシアティブ、(一社)省エネプラットフォーム協会、(株)みのりアソシエイツ

詳しくは大阪府HP参照：<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/es-whole-support.html>

※2 要望をお聞きして支援項目を決定します。国の補助によりおトクな費用で支援を受けられます。

(補助金の申請代行及び設備更新等にかかる費用は別途必要です。)

気になった方は今すぐ!! おおさかスマートエネルギーセンター まで



おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。

大阪府環境農林水産部 エネルギー政策課内
TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259
<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマート

検索



令和3年度 省エネコストカットまるごとサポート事業 申込書 (おおさかスマートエネルギーセンターあて)

■ 太枠内をご記入のうえ、FAXまたはEメールで送付してください。

FAX: 06-6210-9259 メール: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

(1)個人情報の取扱いについて 収集した個人情報は、おおさかスマートエネルギーセンター及び当センターからサポート依頼した省エネお助け隊（3者のうちのいずれか）が、以下に掲げる目的のみで使用します。①本事業の実施に係る連絡調整業務、②本事業で実施するサポート業務、③省エネお助け隊から補助金の執行機関（（一社）環境共創イニシアチブ）への実績報告、④当センターから御社への補助金情報の提供
 (2)以下の点について、ご了承ください。①当センター職員がサポートに立会うこと、②今後の当センターの業務に活用するためサポート実施後の省エネお助け隊からの実施報告書（写）及びアンケートの回答（写）を当センターが入手すること

ご了承ください。右のチェック欄に☑をしてください。 ⇒ **チェック欄**

事業者名					
所在地	〒				
電話	-		-		
FAX	-		-		
E-メール	@				
担当者	所属：		氏名：		
対象事業所名					
住所	〒				
業種・用途	事務所	商業ビル	ホテル	病院	学校
	工場【主な製造品目			】	その他【
				】	
延床面積	m ²	建築階数	地下	階、地上	階
企業規模	中小企業 ^{※1}		その他 ^{※2}		
	※1「中小企業基本法」で規定されている事業者		※2 大企業・学校法人・医療法人・福祉法人等はその他になります		
電力の契約種別 ○をつけてください	高圧	・	低圧	・	その他
年間エネルギー 使用量	電気	kWh (約 万円)			
	ガス	m ³ (約 万円)			
	その他	種類：	kL (約 万円)		
特にサポートを希望する事項 ○をつけてください	全般 ・ 照明 ・ 空調 ・ 熱利用 ・ 設備 () その他 (補助金申請、)				
この事業を知ったきっかけ ○をつけてください	HP ・ ちらし ・ メルマガ () ・ 団体からの紹介(団体名) 金融機関からの紹介 (金融機関名) ・ その他 ()				

《今後の事務の流れ》

本申込書の受付後、お申込順に当センターから担当の省エネお助け隊をご案内します。(ご希望の省エネお助け隊があれば事前にご相談ください。) その後、省エネお助け隊から直接ご連絡を差し上げ、サポートの打合せをいたします。なお、受付状況等により、サポートをお受けできない場合もございます。

※電気・ガス・その他エネルギー使用量の月別明細を1年間分提出いただきます。

《注意事項》

契約種別（電力）が従量電灯のみの場合は申込みの対象外となります。

原則として、大企業であって年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所は、本事業の対象にはなりません。